

平成30年9月19日

学校法人東京医科大学
理事長職務代理者 唐沢 昌敬 様

特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者機構日本
代表理事 佐々木 幸孝



申入れ書

私ども消費者機構日本（以下、当機構といいます。）は、消費者契約に関する調査、研究、事業者への不当行為の是正申入れ、消費者への情報提供、集団的消費者被害の救済等を通じて消費者被害の拡大防止・救済を図ることを目的として、消費生活の専門家と法律の専門家ならびに消費者団体などから構成されている特定非営利活動法人です。また、消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体の認定および消費者裁判手続特例法第65条第4項の規定に基づく特定適格消費者団体の認定を内閣総理大臣から受けています。詳しくは同封のパンフレット等をご覧ください。

貴法人は2018年8月に内部調査報告書を公表し、貴法人の運営する医学部医学科の一般入学試験において、平成30年度以外は詳細が明らかでないものの、平成18年度以降女性及び浪人生に対する得点調整を行っていたことを公表しました。

当機構において消費者から情報収集をしたところ、公正な入学試験が行われていなかったことに鑑み、入学検定料の返還を求めたいとの情報提供が多数ありました。当機構において事案を検討した結果、女性及び3浪以上の志願者は不法行為あるいは債務不履行に基づく損害賠償請求が可能であるとの結論に達しました。

そこで、当機構は貴法人に対し、下記のとおり申入れと問合せを行います。

つきましては、本書面に対する貴法人の文書による回答を2018年10月5日までに当機構にお寄せください（回答書には、本件に関する貴法人の担当窓口、担当者名、住所、電話番号、FAX番号、E-mailアドレスをご記入ください。）。

なお、本件につきましては、本書面の内容並びに貴法人のご回答の有無及び内容等を当機構のウェブサイト等に適宜公表いたします。

記

Ⅰ 申入れ事項

第1 申入れの趣旨

平成29年度・平成30年度の医学部医学科の一般入学試験の女性及び3浪以上の浪人生である志願者（合格者を除く）に対して、直ちに入学検定料相当額の損害賠償金の支払いをしてください。

第2 申入れの理由

(1) 貴法人は、平成29年及び30年度の医学部医学科の一般入学試験において、平成29年度についてはその詳細が明らかでないものの、女性及び3浪以上の浪人生である受験者について一律に得点を減ずる得点調整を行っていました。

しかも、このような得点調整をすることについて、あらかじめ学生募集要項に記載をしていませんでした。かえって、志願者に対しては、試験の公平性を損なう行為をすると不正行為となり、それ以降の受験はできず、既に受験した試験の成績もすべて無効となると記載されていました。

(2) 入学試験受験契約は、その合格者に在学契約の申込みの資格を付与し、又は合格者に在学契約の予約完結権を付与する契約と考えられます。そうであれば、合格者の選抜に当たっては、公正かつ妥当な選考基準で合格者の選抜をすべきです。

また、公正かつ妥当な選考基準で選抜しないのであれば、そのことが許容できない志願者が受験することを防ぐため、独自の選考基準について学生募集要項で受験を検討する者に対して明らかにすべきです。

しかしながら、貴法人が、独自の選考基準を学生募集要項で告知しておらず、公正かつ妥当な選考基準で合格者を選抜しなかったことは明らかであり、このことは、不法行為あるいは債務不履行に当たります。

(3) そして、女性及び浪人生である志願者は、このような公正かつ妥当な方法によらず選抜することがあらかじめ明らかであれば、一般に、受験しないと考えられることから、得点調整により合否に影響があったかにかかわらず、入学検定料相当額が損害になると考えられます。

(4) そこで、平成29年度及び30年度の医学部医学科の一般入学試験の女性及び3浪以上の浪人生である志願者について、合格した者を除き、入学検定料を返還してください。

(5) なお、医学部医学科の推薦入試や医学部医学科以外の入試において、得点調整があったことが明らかになった場合には、さらに入学検定料の返還を

求めることがあります。

II 問合せ事項

- (1) 平成29年度の医学部医学科の一般入試の女性及び浪人生に対する得点調整の方法について明らかにしてください。
- (2) 浪人生であるか否か及び浪人の回数については、入学志願書の学歴職歴欄からは必ずしも明らかではないと思われれます。実際には複数年にわたり医学部入学試験を受験しているが他学部の大学生である場合、就職している場合もあります。また、社会人経験があり一定の年齢に達しているが医学部入学試験を受験するのは初めてという場合もあります。

医学部医学科の一般入試において浪人生であるか否か、及び浪人の回数について、どのように判定していたか明らかにしてください。

以上

<本件に関するご連絡・お問合せ先>

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 主婦会館プラザエフ 6階

消費者機構日本 事務局責任者（専務理事） 磯辺

事務局担当者 五藤

TEL 03-5212-3066 FAX 03-5216-6077